ソフトバンク株式会社 代表取締役社長 宮内 謙

## 内定通知書

## 前略

この度はソフトバンク株式会社新卒採用募集にご応募いただき誠に有り難うございました。 ご提出いただきました書類・面接および適性試験の結果を総合的に慎重に検討いたしました結果、 貴殿に総合職(全国・海外転勤有り)として是非ご入社いただき、

私どもと共に働いていただきたく、ここに2020年4月付入社の内定を通知させていただきます。

内定を受諾いただける場合には、2019年5月30日までにご回答いただけますようお願い申し上げます。

なお、下記の各項目の一つにでも該当するときは、内定を取り消すことになりますので、 内容をご確認の上、受諾いただきますようお願いいたします。

草々

記

- 1. 2020年3月末日までに卒業できなかったとき
- 2. 採用選考において申告した内容に重大な偽りがあったと、ソフトバンク株式会社が認めたとき
- 3. 病気・事故等により、就業に耐えないと、ソフトバンク株式会社が認めたとき
- 4. 犯罪行為を行ったとき
- 5. ソフトバンク株式会社から開示された(直接または間接を問わず)各種情報を 漏洩したとき
- 6. 日本国籍以外の方で就労ビザの発給が受けられなかったとき※
- 7. ソフトバンク株式会社の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為を行ったと、ソフトバンク株式会社が認めたとき
- 8. 正当な理由なく、ソフトバンク株式会社からの連絡に応答しない、書類提出等 に係る期限を順守しないなど、ソフトバンク株式会社の社員となるには不適格 な行為を行ったと、ソフトバンク株式会社が認めたとき
- 9. 暴力団員、暴力団準構成員その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法 行為等を常習的に行う者(以下、総称して「反社会的勢力」という)であると判 明したとき、および過去に反社会的勢力であったことが判明したとき
- 10. その他、前各号に準ずる程度の事由があるとき
- ※日本国籍を有しない方が日本にある会社に就職する場合は、就労ビザが必要となります。 就労ビザの発給が受けられなかった場合は、日本の会社で働くことができません。

内定を受諾いただけない場合やご不明な点がございましたら、新卒採用担当に必ずご連絡くださいますよう、お願いいたします。 貴殿のご入社を社員一同、心よりお待ち申し上げております。

以上

## ※個人情報の第三者提供について

内定を受諾いただけた場合、ソフトバンクグループ株式会社、その他のソフトバンクグループ各社(併せて以下「ソフトバンクグループ各社」)からソフトバンクグループ各社の各種案内を行う目的の為、氏名、性別、学校名称、学部、選考職種、メールアドレスおよび電話番号の個人情報を書面の送付または電子的もしくは磁気的な方法等により、ソフトバンク株式会社からソフトバンクグループ各社に提供する場合があります。

## ■今後の連絡先

ソフトバンク株式会社 新卒採用担当

Tel: 0120-936-135 (平日 9:30~18:00) Mail: sb-20recruit@g.softbank.co.jp